

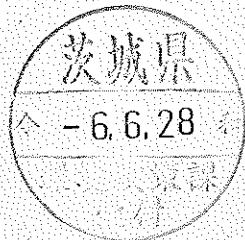
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

茨城県知事 殿



提出者

住 所 東京都中央区京橋二丁目 16-1

氏 名 清水建設株式会社

代表取締役社長 井上 和幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3561-1111

(連絡先 東京支店安全環境部 山本 03-3561-3592)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 東京支店 電力・エネルギー部 東海第二発電所 作業所
事業場の所在地	茨城県那珂郡東海村白方1-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 1兆5,799億円 (清水建設全体売上高 2024年3月期 東京都外売上高を含む)
③従業員数	10,949人 (清水建設全体従業員 2024年3月31日現在 東京都外勤者を含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	[工事現場内での処理] ・解体工事 分別解体により廃棄物を分別する。 ・新築及び改修工事 4R活動により廃棄物の発生抑制、廃棄物の分別。 [工事現場外での処理] 搬出する廃棄物は適正処理・リサイクル率の高い中間処理施設 及び適正処理を行っている最終処分場等に処理を委託している。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) (別紙1による)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】(別紙2による)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4R活動（【Refuse:搬入抑制】【Reduce:減量化】 【Reuse:再利用】【Recycle:再資源化】）を推進している。 ・ 「建設副産物予測システム」等により、計画段階に副産物発生量を予測し、日々の実績管理により計画的に4R活動を推進している。 ・ 建物用途、規模別に発生原単位の目標値を提示し、定期的に実績値を集計、目標値を大きく上回っている作業所には注意喚起を行い、目標達成を目指している 			
②計画	【目標】(別紙2による)		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記取組みに加え、更なる産業廃棄物の排出の抑制方法の検討及び実施を協力会社と共に継続して行う。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事規模により分別できる廃棄物の種類は異なるが、分別して排出するよう、朝礼や新規受入れ教育等を通じて、従業員・協力会社に指導している。 ・ 全作業所で、資源循環を“見える化”した「建設副産物のリサイクル」ポスターを掲示している。 ・ 再資源化施設への搬出、中間処理を見据えた分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記取組みに加え、更なる廃棄物の分別方法の検討及び実施を協力会社と共に継続して行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 実績無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】 計画無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 実績無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】 計画無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 実積無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】 計画無し		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】（別紙2による）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・処理委託前に施設確認を行い、適正処理をしていると判断した処理会社に委託している。 ・継続的に処理を委託している処理会社には定期的に施設確認を行っている。 ・再資源化施設を優先し、処理先に選定している。 ・リサイクル率の高い中間処理施設を選定している。 ・処理委託については書面により契約を行っている。 ・原則として電子マニフェストに対応した業者に委託するようにしている。 			

(第5面)

②計画	【目標】(別紙2による)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状行っている取組みに加え、再生処理・適正処理が行われている と判断した処理会社から選定し、委託する。			
※事務処理欄			

廃棄物処理に関する管理体制

(別紙1)

(管理体系図)

(別紙1)



統括責任者	所属：東京支店 安全環境部長
廃棄物担当	東京支店 安全環境部 環境グループ 組織人数10人
役割	建設副産物適正処理に関する年度計画の策定と推進に関する事項 建設副産物適正処理に関する管理状況（取引業者）の把握と支援・指導 建設副産物適正処理に関する取引業者及び処理業者の指導に関する事項 建設副産物適正処理に関する問題発生時の支援・対応 建設副産物の委託契約業務、適正処理の推進 官公庁・諸団体・関連業界との折衝、動向把握・分析に関する事項
	作業所 ・ 特定建設所 社員、関連会社に対する教育、啓発 産業廃棄物マニフェスト管理 その他廃棄物処理に関する各種事項の決定

廃棄物の種類	排出及び委託実積量（令和5年度）				目標（令和6年度）			
	全委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	全委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥	11,558.1	0.0	0.0	0.0	11,600.0	0.0	0.0	0.0
废油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック	16.5	16.5	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
紙くず	3.4	3.4	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0
木くず	8.9	8.9	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	1.1	1.1	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.6	5.6	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
がれき類	5,009.9	124.3	0.0	0.0	5,100.0	2000	0.0	0.0
建設混合廃棄物	25.1	25.1	0.0	0.0	30.0	1000	0.0	0.0
石綿含有産業廃棄物	18.0	3.2	0.0	0.0	20.0	100	0.0	0.0
水銀使用製品産業廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	16,646.6	188.2	0.0	0.0	16,810.0	540.0	0.0	0.0

(単位:t)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。